

全国健康保険協会（協会けんぽ）の任意継続被保険者の方の保険料額 （平成24年4月分～）

（新潟県）

（単位：円）

標準報酬		報酬月額	健康保険料				
			介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		
			3月まで	4月から	3月まで	4月から	
等級	月額			9.43%	9.90%	10.94%	11.45%
1	58,000	円以上 ～	円未満 63,000	5,469円	5,742円	6,345円	6,641円
2	68,000	63,000	～ 73,000	6,412円	6,732円	7,439円	7,786円
3	78,000	73,000	～ 83,000	7,355円	7,722円	8,533円	8,931円
4	88,000	83,000	～ 93,000	8,298円	8,712円	9,627円	10,076円
5	98,000	93,000	～ 101,000	9,241円	9,702円	10,721円	11,221円
6	104,000	101,000	～ 107,000	9,807円	10,296円	11,377円	11,908円
7	110,000	107,000	～ 114,000	10,373円	10,890円	12,034円	12,595円
8	118,000	114,000	～ 122,000	11,127円	11,682円	12,909円	13,511円
9	126,000	122,000	～ 130,000	11,881円	12,474円	13,784円	14,427円
10	134,000	130,000	～ 138,000	12,636円	13,266円	14,659円	15,343円
11	142,000	138,000	～ 146,000	13,390円	14,058円	15,534円	16,259円
12	150,000	146,000	～ 155,000	14,145円	14,850円	16,410円	17,175円
13	160,000	155,000	～ 165,000	15,088円	15,840円	17,504円	18,320円
14	170,000	165,000	～ 175,000	16,031円	16,830円	18,598円	19,465円
15	180,000	175,000	～ 185,000	16,974円	17,820円	19,692円	20,610円
16	190,000	185,000	～ 195,000	17,917円	18,810円	20,786円	21,755円
17	200,000	195,000	～ 210,000	18,860円	19,800円	21,880円	22,900円
18	220,000	210,000	～ 230,000	20,746円	21,780円	24,068円	25,190円
19	240,000	230,000	～ 250,000	22,632円	23,760円	26,256円	27,480円
20	260,000	250,000	～ 270,000	24,518円	25,740円	28,444円	29,770円
21	280,000	270,000	～	26,404円	27,720円	30,632円	32,060円

平成24年度における協会けんぽの任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、280,000円です。

介護保険第2号被保険者は、40歳以上65歳未満の方であり、健康保険料率(9.90%)に介護保険料率(1.55%)が加わります。

健康保険料率のうち、5.89%は加入者の皆様のための給付等に充てられる基本保険料率となり、4.01%は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

保険料の納付方法について

任意継続被保険者の保険料は、納付書により毎月納付する方法のほか、次の方法があります。納付方法の変更に関するご相談などにつきましては、ご加入の協会けんぽ各支部あてにお問い合わせください。

口座振替による納付：ご指定の金融機関により口座振替（毎月1日）することができます。

前納による納付：事前に一定期間分を前納(まとめ払い)することができ、保険料が割引きになります。納付期限は前納開始月の前月末となります。

〔一定期間分〕 6ヵ月分：4月分～9月分または10月分～翌年3月分
12ヵ月分：4月分～翌年3月分

～ 保険料は納付期限までに納めていただくようお願いします～